

相手国政府・ 贈与国 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
東 テ イ モ ー ル	デジタル配電網改修計画のための贈与に関する日本国政府と東テイモールの交換公文	デジタル配電網改修計画を実施するために必要な機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	226,000千円 H16.11.12まで	H15.11.13 デジタルリで (H16.1.5)	日本側 旭英昭在東テイモ ール側 臨時代理大使 ホセ・ラ モスニホルタ外務協力上 級大臣	H16.5.21 230号
東 テ イ モ ー ル	小中学校再建計画のための贈与に関する日本国政府と東テイモールの交換公文	小中学校再建計画を実施するために必要な 1. 詳細設計に必要な役務の供与 2. 維持・修繕ガイドラインを作成するために必要な役務の供与	40,000千円 H16.11.12まで	H15.11.13 デジタルリで (H16.1.5)	日本側 旭英昭在東テイモ ール側 臨時代理大使 ホセ・ラ モスニホルタ外務協力上 級大臣	H16.7.21 369号
東 テ イ モ ー ル	デジタルリーカーサ道路補修計画のための贈与に関する日本国政府と東テイモールの交換公文	デジタルリーカーサ道路補修計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	40,000千円 H17.1.22まで	H16.1.23 デジタルリで (H16.2.27)	日本側 和田明範在東テイ モール側 大使館参事官 東テイモール側 オリゾンピ オ・ミラソン・オブラコ 外務・協力副大臣	H16.5.21 231号
東 テ イ モ ー ル	デジタルリーカーサ道路補修計画のための贈与に関する日本国政府と東テイモールの交換公文	東テイモールの経済改善努力推進及び債務問題を含む東テイモールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係による生産物及び役務を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.3.8 デジタルリで (同日)	日本側 旭英昭在東テイモ ール側 大使 東テイモール側 ホセ・ラ モスニホルタ外務協 力上級大臣	H16.9.22 630号
東 テ イ モ ー ル	デジタルリーカーサ道路補修計画のための贈与に関する日本国政府と東テイモールの交換公文	デジタルリーカーサ道路補修計画を実施するために必要な 1. 道路補修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,492,000千円 (H16年度 582,000千円) H17.3.31まで (H17年度 910,000千円) H18.3.31まで	H16.5.17 デジタルリで (H16.6.20)	日本側 旭英昭在東テイモ ール側 大使 東テイモール側 ホセ・ラ モスニホルタ外務協 力上級大臣	H16.9.22 631号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 月付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

東ティモールとの無償資金協力取極一覽

二四二四

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
東ティモール	ゾイリ上水整備計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	ゾイリ上水整備計画を実施するために必要な浄水場及び配水網の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	1,198,000千円 (H16年度 74,000千円) H17.3.31まで (H17年度 551,000千円) H18.3.31まで (H18年度 573,000千円) H19.3.31まで	H16.5.17 ゾイリで (H16.6.20)	日本側 旭英昭在東ティモール大使 東ティモール側 ホセ・ラモス＝ホルタ外務協力上級大臣	H16.10.7 672号
東ティモール	小中学校再建計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	小中学校の再建に必要な生産物及び役務の供与 1. 小中学校の再建に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の小中学校の維持・管理指導に必要な役務の供与	550,000千円 (H16年度 187,000千円) H17.3.31まで (H17年度 363,000千円) H18.3.31まで	H16.5.17 ゾイリで (H16.6.20)	日本側 旭英昭在東ティモール大使 東ティモール側 ホセ・ラモス＝ホルタ外務協力上級大臣	H17.5.24 307号
東ティモール	ゾイリ電力復旧計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	ゾイリ電力復旧計画を実施するために必要な機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	528,000千円 H17.3.31まで	H16.7.9 ゾイリで (H16.8.11)	日本側 旭英昭在東ティモール大使 東ティモール側 オリゾンコオ・ミラソンダ・フランチ外務・協力副大臣	H16.11.8 713号
東ティモール	東ティモールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む東ティモールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役務を贈与すること。	東ティモールの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む東ティモールの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役務を贈与すること。	300,000千円 -----	H17.3.18 ゾイリで (同日)	日本側 旭英昭在東ティモール大使 東ティモール側 オリゾンコオ・ミラソンダ・フランチ外務・協力副大臣	H17.6.17 438号
東ティモール	サメ・アインナロ上水整備計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	サメ・アインナロ上水整備計画を実施するために必要な浄水場、配水管及び他の関連施設の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	1,064,000千円 (H17年度 72,000千円) H18.3.31まで (H18年度 670,000千円) H19.3.31まで (H19年度 322,000千円) H20.3.31まで	H17.5.13 ゾイリで (H17.6.20)	日本側 旭英昭在東ティモール大使 東ティモール側 オリゾンコオ・ミラソンダ・フランチ外務・協力副大臣	H17.6.24 513号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。